

定期監査の結果に基づく措置事項

令和 7 監 査 年 度 第 1 回

(令和 7 年 10 月～令和 8 年 2 月執行分)

佐 賀 県 監 査 委 員

令和 8 年 6 月 4 日付けで公表した定期監査の結果について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により佐賀県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 24 日

佐賀県監査委員 久保山 善 生

同 荒 木 敏 也

同 角 貞 樹

同 坂 口 祐 樹

目 次

1	重要な指摘事項に係る措置事項.....	1
	【農林水産部 現地機関】.....	1
2	その他指摘事項・検討事項に係る措置事項	2
	【地域交流部 現地機関】.....	2
	【健康福祉部 現地機関】.....	4
	【産業労働部 現地機関】.....	7
	【農林水産部 現地機関】.....	8
	【県土整備部 現地機関】.....	11
	【教育委員会所管の教育機関等】.....	13
	【公安委員会所管の警察署】.....	19

(組織・所管は令和 8 年 4 月 1 日時点)

※監査の結果に記載している番号は、令和 8 年 6 月 4 日付けで公表した「定期監査結果報告書」に記載した番号である。

1 重要な指摘事項に係る措置事項

【農林水産部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	上場営農センター
監 査 執 行 年 月 日	令和 8 年 1 月 16 日(書面による監査)
(監査の結果) ① 物品の管理で適正でないものがあった。 内容物の名称等が記載されていない瓶に入った水銀が、処分予定の農薬と同じ場所に放置され、毒物及び劇物管理規程に沿った管理がされていなかった。 また、職員が瓶の中身を確認しないまま、処分しようと農薬散布用タンクに投入した結果、タンク内に水銀が沈殿し、タンクの廃棄や水銀の運搬処分に不要な費用が発生した。 損傷財産 乗用管理機付属の散布用タンク 損傷年月日 令和7年 10 月 16 日 損害額 674,300 円 (タンクの取外し工賃:37,400 円、 運搬費用:335,500 円、処分費用: 301,400 円※見積額) 亡失・損傷届提出日 令和7年 12 月 23 日	(措置の内容) 内容物の表示がない状態で、毒物及び劇物として認識されずに保管、若しくは放置している容器がないか点検を行った。 また、所属全職員に農薬や毒物劇物の正しい管理方法についての研修を実施した。 「上場営農センター毒物及び劇物管理規程」を見直し、毒劇物以外の農薬又は一般の薬品の処分方法についても明記した。 今後は、適正な管理を徹底する。

2 その他指摘事項・検討事項に係る措置事項

【地域交流部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	佐賀空港事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和 8 年 1 月 20 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 行政財産使用料の納入期限の設定が適正でないものがあった。	所内職員に対し、再発防止を周知するとともに、使用許可申請台帳を作成し、組織で進捗状況をチェックできるよう対応することとした。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 支出負担行為で遅延しているものがあつた。	所内職員に対し、再発防止を周知徹底するとともに、組織として業務の進捗状況を定期的に確認し、支出負担行為の遅延が生じないように対応することとした。 今後は、適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	博物館・美術館
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 12 月 16 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 募金箱に募金された現金の収入事務手続きが適正でないものがあつた。	当館職員に対し、再発防止を周知徹底するとともに、毎月、月末に調定するよう徹底した。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	九州陶磁文化館
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 12 月 10 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 募金箱に募金された現金の収入事務手続きが適正でないもの、また、職場代表者口座において生じた利息を雑入として受け入れているものがあった。	当館職員に対し、再発防止を周知徹底するとともに、同様の問題が発生しないよう、事務手続きに際し、企画総務課長及び係長が確認を行うこととした。 今後は、適切な事務処理に努める。

【健康福祉部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	鳥栖保健福祉事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和7年 12 月 17 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 高校生等奨学給付金の申請手続きに必要な「生活保護受給証明書」を誤った内容で発行し、その結果、他機関で給付金が過大に支給され、返納を要するものがあった。	生活保護受給証明書を発行する際には、決裁時に挙証資料として最新の保護決定調書を添付するとともに、決裁者のチェック欄を設け、確認を徹底するようにした。

監 査 対 象 機 関 名	唐津保健福祉事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和7年 12 月 18 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(生活保護費返還金)	返還金対象者は1名であるが、県外在住のため、引き続き電話連絡により収入未済の解消に努める。
② 免許証の書換が不要な申請に係る申請書を誤って受理し、証紙の消込を行っているものがあった。	職員に対し、再発防止に向けて、改めて免許証の書換申請書の受理確認に係る事務手続について周知するとともに、申請書の受付に際しては、貼付された証紙が有効なものであり、かつ納付額が正当なものであることを複数の者で確実に確認した上で申請書を受理し、証紙の消印を押すよう徹底した。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	伊万里保健福祉事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 12 月 18 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(生活保護費返還金)	電話連絡及び世帯訪問による督促を継続して行い、収入未済の早期解消に努める。

監 査 対 象 機 関 名	杵藤保健福祉事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和7年 12 月 22 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(生活保護費返還金)	居住等状況調査や電話連絡及び世帯訪問を継続して行い、収入未済の早期解消に努める。

監 査 対 象 機 関 名	総合福祉センター
監 査 執 行 年 月 日	令和 8 年 1 月 16 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があるもの、また、未収金に対して組織的な対応がなされていないものがあつた。(児童福祉費負担金)	文書、面談、電話による継続的な催告を実施するなど、引き続き収入未済の解消に努める。 債務者から分割納付の申し出があつた場合は、収入状況や支払能力を踏まえ、分割納付が適切かどうかについて、必ず上司の判断を仰いだ上で組織として決定する。このことについては、担当者及び担当課長の引継書に明記し、十分な引継を行う。 事務担当者に会計事務研修を受講させ、現場職員一人一人、適正な事務処理に努める。
② 緊急用前渡資金で他の職員へ交付した際に、交付を受けた者から領収書を徴していないものがあつた。	指摘後、速やかに交付を受けた職員から領収書を徴するとともに、所内職員に対し、同様の事例が生じないように周知徹底した。 今後は、適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	虹の松原学園
監 査 執 行 年 月 日	令和7年 12 月 15 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 令和6年度に支払うべき使用料及び賃借料を、令和7年度予算で支払っているものがあつた。	職員に対し、再発防止を周知徹底するとともに、定期的に支払が生じるもの等についてチェックリストを作成し、毎月確認を行うこととした。

【産業労働部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	産業技術学院
監 査 執 行 年 月 日	令和8年2月26日
(監査の結果) ① 実習棟及び実習室の鍵の管理が適正でないもの、また、預かり証を取らずにパソコンの修理を依頼し、長期間預けたまま、亡失・損傷届を提出しているものがあった。	(措置の内容) 全職員に対し、鍵及びパソコンの適正管理の周知徹底を図るとともに、以下の再発防止策を講じた。 鍵については、職員室に保管庫を設置するとともに管理簿を整備し、使用・返却の記録と各訓練科の主任及び所属長等による定期的な確認により管理を徹底する体制とした。 パソコンについては、管理簿を整備し、使用・返却の記録により適切な保管を徹底することとした。 今後は適切な管理に努める。

【農林水産部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	佐賀中部農林事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和8年2月19日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 支出負担行為の決裁が完了しないまま、工事を発注しているものがあった。	事務処理を含めた工事の進捗管理を組織的に行うこととした。 今後は、適切な事務処理に努める。
② 公用車に損傷を与え、損傷年月日及び損傷者等が不明のままとなっているものがあった。	公用車の運転日誌に使用前後の傷等の確認欄を設け、全職員に対し、公用車運転の際の異常や事故等発生の場合は、センター長に報告するよう指導を行った。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	東部農林事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和8年2月16日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 変更契約書で記載内容を誤っているものがあった。	本件事案について所属内で共有、注意喚起を行うとともに、再発防止のため、変更契約の回議に当たっては工事庶務担当と監督員等で変更契約書(搬出先含む)の内容について相互に確認を行ってから、回議を開始する体制とした。 今後は、所属内部での確認体制を強化し、再発防止に努める。

監 査 対 象 機 関 名	唐津農林事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和8年2月24日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(水産業使用料ほか)	引き続き、臨戸訪問及び電話督促等により、収入未済の解消に努める。

監 査 対 象 機 関 名	杵藤農林事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和8年2月24日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 請負業者から一部下請負に係る申請書の提出を受けていないもの、また、請負業者に対し、下請負の承諾について通知していないものがあった。	所属内の職員に対し、再発防止を周知徹底するとともに、請負業者への注意喚起及び管内の業者へ注意喚起を行った。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	農業大学校
監 査 執 行 年 月 日	令和8年1月21日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 外部講師への研修依頼に際し、決裁を行わず年間計画に入れず口頭のみで依頼した結果、令和6年度に支払うべき金額を、令和7年度予算で過年度支出しているものがあった。	所属職員に対し、再発防止を周知徹底するとともに、講師に対する文書での依頼と実績報告起案時に研修日程一覧との確認を行い、事務手続きを確実にすることとした。 今後は、適切な事務処理に努める。
② 財産(建物)及び物品(キーボード)に損害を与えたものがあった。	所属職員に対し、再発防止を周知徹底するとともに、損害事例の情報共有、事故の未然防止及び物品の取扱いに関する注意喚起を行った。 今後は、事故の未然防止、物品の適正な管理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	果樹試験場
監 査 執 行 年 月 日	令和8年2月5日
(監査の結果)	(措置の内容)
① ホテル等利用確認簿で旅行命令者等による確認印が押印されていないもの、記載していないものがあった。	「ホテル等利用確認簿」の取扱いについて、場内で周知・徹底を図るとともに、旅行者は用務終了後速やかに、確認簿に所定の内容を記入のうえ、宿泊証明書や領収書等の証明書類を添付して、口頭および書面で所属長に報告を行い、所属長は内容確認後、押印して保存することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	畜産試験場
監 査 執 行 年 月 日	令和8年2月19日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 領収書綴りの発行に際し、領収証書発行番号整理簿を作成していないものがあつた。	領収書綴発行の際は、領収証書発行番号整理簿の記載と領収書綴との照合を行うこととした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	林業試験場
監 査 執 行 年 月 日	令和8年2月17日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 時間外勤務手当で追給を要するものがあつた。	週休日及び休日に係る業務(出張等)についても時間外勤務の事前申請を行うよう全職員に周知徹底するとともに、上司による事後確認の徹底を図ることとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

【県土整備部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	佐賀土木事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和8年1月28日及び29日 (書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 改質アスファルトの設計単価決定において、見積書を3社以上から徴収していないものがあった。	職員に対し、設計単価等決定要領に基づく見積書の適正な徴取方法について説明を行い、周知徹底を図った。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	東部土木事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和8年1月30日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 支出負担行為の財務経営システムへの入力が遅延しているものがあった。	職員に対し、再発防止を周知徹底するとともに、毎年度、処理すべき協定を一覧化・見える化し、所内での情報の共有化を図ることとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	唐津土木事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和8年2月5日及び6日 (書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 財産台帳(土地)について長期間記載していないものがあった。	覚知後、速やかに公有財産システムに登録し、是正を行った。 今後は、廃道敷等の道路区域外の県有地が発生した際に必要な手続きを課内で共有するとともに、担当者が認識しておくよう引継ぎを行い、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	伊万里土木事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和8年1月28日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(港湾使用料ほか)	電話、臨戸調査による督促に取り組み、引き続き新規の未収債権の発生を防ぐとともに、収入未済の早期解消に努める。
② 設計図書の照査結果が報告されていないものがあった。	担当者に対し、受注者からの施工計画書受領時に、設計図書の照査結果が報告されていることの確認を徹底するよう周知し、課長及び係長に対しては、決裁時に、設計図書の照査結果が報告されていることの確認を徹底するよう周知した。 今後は、適切な事務処理に努める。

【教育委員会所管の教育機関等】

監 査 対 象 機 関 名	致遠館高等学校
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 11 月 26 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 前渡資金の精算で遅延しているものがあつた。	精算すべき前渡資金について、予算科目、金額、支出負担行為番号等の確認を徹底することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	唐津東高等学校
監 査 執 行 年 月 日	令和7年 10 月 8 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 電気料の支出で遅延しているものがあつた。	遅延を確認後、遅延の原因となった唐津市水道料金の通知方法を、事務室窓口で直接受け取る方法に変更し、処理漏れが無いよう対策を行った。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	伊万里高等学校
監 査 執 行 年 月 日	令和7年 10 月 20 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 物品(パソコン)を亡失し、亡失・損傷届を提出していないものがあつた。	指摘後、速やかに亡失・損傷届を提出した。また、当該案件についての適切な事務処理について事務室内で共有し職員の理解を図った。 生徒へ学習用パソコンを返却する時は、誤って本人以外に配付することが無いよう記名したシールをパソコンに貼付し、名簿と照合した上で確実に受け渡すこととした。 今後は、物品の適正管理及び適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	武雄高等学校
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 10 月 1 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① PTA 設置空調借入償還金の支払いが遅延し、延滞金が発生したことにより、償還金負担金額が増加しているものがあった。	借入金返済予定表を歳出担当及び空調費会計担当で共有し、人事異動の際は両担当で引継ぎを行うこととし、複数職員でのチェック体制を整えた。 今後、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	佐賀工業高等学校
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 10 月 27 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 財産台帳(建物)について長期間記載していないものがあった。	発覚後、速やかに処理し、職員に対し再発防止の周知徹底を行うとともに、工事完成後、速やかな入力を行うよう予めスケジュール表を作成しておくこととした。 今後、適切な事務処理に努める。
② 備品で亡失しているもの(バスケット台 2 台)があった。	発覚後、職員に対し再発防止の周知徹底を行った。常に県の財産という意識を持つように呼び掛け、現品照合を複数人で対応するなど、方法を見直すこととした。 今後、財産の適正な管理に努める。
③ 入札保証金から契約保証金への公金振替が遅延しているものがあった。	指摘後、速やかに手続きを行い、職員に対し、再発防止の周知徹底を行った。公告から契約締結までのスケジュールと財務規則をその都度確認を行い、チェック体制と情報共有の強化を図ることとした。 今後、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	鳥栖工業高等学校
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 10 月 28 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 備品管理システムに重要物品と一般備品で重複登録されているもの、また、返納、不用及び棄却の決定を行わずに処分しているもの、さらに、処分済みの備品で登録されたままとなっているものがあった。	再発防止のため、適正な物品管理について職員への周知徹底を行うとともに、物品管理の一連の流れ及び現物確認の方法について、事務室内で改めて確認を行った。 今後は物品の適正な管理に努める。
② 支出負担行為で遅延しているものがあつた。	事務室内で再発防止を周知徹底するとともに、支出負担行為及び支出命令の遅延がないか、事務長及び事務主任で定期的に確認することとした。 今後は、事務手続の進捗管理を徹底し、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	有田工業高等学校
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 10 月 30 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 備品の処分で、不用及び棄却の決定をしないまま棄却処分しているもの、また、備品出納・管理簿に記載されていた備品で、亡失しているものがあつた。	指摘後、全職員に対し注意喚起を行った。 具体的には、職員会議で学期に1回程度、物品の適正な管理及び取扱いについて定期的に周知していくこととした。 今後は、物品の適正管理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	唐津南高等学校
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 10 月 23 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 教育財産の使用許可をしていないものがあった。	指摘後、使用許可の状況を再度確認し、適正な書類の整備を行った。 また、職員に対し、使用許可の取り扱いについて周知をした。 今後は同様の事案が生じないように適正な財産管理に努める。
② 公用車に損傷を与え、損傷年月日及び損傷者等が不明のままとなっているものがあった。	運転前後における損傷有無の確認を徹底するとともに、職員会議等で定期的に公用車の取扱い全般に関する注意喚起を行うこととした。 今後は、公用車の適正管理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	鹿島高等学校
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 10 月 31 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 住居手当で返納を要するものがあった。	契約書の厳密な確認と、支払い内容の照合を徹底することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	金立特別支援学校
監 査 執 行 年 月 日	令和 7 年 12 月 2 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 就学奨励費について、舎食費の算定回数を誤り過大に支給し返納を行っているものがあった。	算定時における基礎資料の照合と支給決定前に複数人による確認体制を強化した。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 個人事業主への委託料の支払いで、源泉徴収しないまま支出し、返納させているものがあった。	源泉徴収の要否確認を徹底するとともに複数人による確認体制を強化した。 今後は、適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	伊万里特別支援学校
監 査 執 行 年 月 日	令和7年 12 月 22 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 扶養手当で返納を要するものがあつた。	手当受給要件の所得基準超過が判明後、速やかに返納処理した。また、全職員に手当受給要件を再周知し、確定申告書等による定期的な所得の確認を徹底することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	うれしの特別支援学校
監 査 執 行 年 月 日	令和7年 12 月 9 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 報償費で算定額を誤って支払い、後日追加支払いを行ったが、所得税控除額の算定を誤って支払っているものがあった。	覚知後、速やかに謝金の差額追給と所得税追徴を行った。 支出時に報酬単価と所得税の金額が確認できる資料を必ず添付することとし、再発防止に努める。
② 自動口座振替払いの水道料の支払いで、二重払いしているもの、また、その結果、同日引き落としの電気料の支払いが遅延しているものがあった。	覚知後、速やかに支払・返納処理を行った。 決裁段階でのチェックと自動引落口座への入金確認を徹底し、再発防止に努める。

【公安委員会所管の警察署】

監 査 対 象 機 関 名	佐賀南警察署
監 査 執 行 年 月 日	令和7年 11 月 13 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① スクールサポーター事業について、職員の任用制度が変更されたことで事業費と市からの負担金収入に差額が生じており、今後の負担金のあり方について検討を要するものがあった。 (検討を指示した所属 警察本部)	【警察本部】 関係自治体と協議し、負担金のあり方について見直しを行った。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	唐津警察署
監 査 執 行 年 月 日	令和7年 12 月5日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 証紙収入報告で誤っているもの(年度を超えるもの)があった。	関係書類の確実な点検を徹底することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	白石警察署
監 査 執 行 年 月 日	令和7年 11 月 25 日(書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 電気料の支出で遅延しているものがあった。	関係書類を上司が点検することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

てい き かん さ けっ か もと そ ち じ こ う
定期監査の結果に基づく措置事項

れい わ かん さ ねん ど だい かい れい わ ねん がつ れい わ ねん がつしつこうぶん
令和7監査年度 第1回(令和7年10月～令和8年2月執行分)

作成 佐賀県監査委員

令和8(2026)年9月 24 日

発行 佐賀県監査委員事務局

佐賀県佐賀市城内一丁目 6-5 佐賀県庁南館(〒840-8570)

0952-25-7273

kansai@pref.saga.lg.jp

<https://www.pref.saga.lg.jp/list02287.html>